◎議　長（菅　野　修　一　議員）
皆さん、おはようございます。
出席議員も定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
本日の会議は、議事日程第12号によって進めます。
まず、議案の審議を行います。
この際、お諮りいたします。日程第１、議第47号「令和７年度尾花沢市一般会計補正予算（第７号）」から、日程第９、議第55号「尾花沢市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について」までの９案件の審議については、会議規則第37条第３項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
◎議　長（菅　野　修　一　議員）
ご異議なしと認めます。よって、９案件の審議については、委員会付託を省略することに決しました。
まず、日程第１、議第47号「令和７年度尾花沢市一般会計補正予算（第７号）」を議題といたします。
これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。
鈴木由美子議員。
◎３番（鈴木　由美子　議員）
おはようございます。私からは、２款１項18目の公立病院線運行維持負担金について質問させていただきたいと思います。207万円、増額支出されている理由をお聞かせ願いたいと思います。
◎議長（菅　野　修　一　議員）
市民税務課長。
◎市民税務課長（斎　藤　健　司　君）
公立病院負担金につきましては、３市１町、東根、村山、大石田と、距離に応じて負担金を算出しております。その中で、尾花沢分の金額となっております。
◎議長（菅　野　修　一　議員）
鈴木由美子議員。
◎３番（鈴　木　由美子　議員）
今回、なぜ補正で増額になったかということをお聞きしたかったんですけども。
◎議長（菅　野　修　一　議員）
市民税務課長。
◎市民税務課長（斎　藤　健　司　君）
こちらのほうは増額ではなく、決算のほうが 10月１日から９月30日までの締めとなっておりまして、今回新規と言いますか、今年度初と言いますか、１回目の補正となります。
◎議長（菅　野　修　一　議員）
鈴木由美子議員。
◎３番（鈴　木　由美子　議員）
そうなんですね、失礼しました。
別の質問なんですけども、これから公立病院が建て替えの、今議論されておりますけども、今後この公立病院線の足の確保はどのように確保していくか、続ける方向なのか、続けられる方向で考えていらっしゃるのかお聞きしたいと思います。
◎議長（菅　野　修　一　議員）
市民税務課長。
◎市民税務課長（斎　藤　健　司　君）
現在ですけども、公立病院に関しましては47号線、加えまして、あと大石田からの公立線もございますので、現在のところはこのまま継続して運行する予定でございます。
◎議長（菅　野　修　一　議員）
他に。市民税務課長。
◎市民税務課長（斎　藤　健　司　君）
47号線と言いましたが、48号線の誤りです。
◎議長（菅　野　修　一　議員）
他にございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
◎議長（菅　野　修　一　議員）
質疑もないようでありますので、終結いたします。
次に討論でありますが、通告がありませんので終結いたします。
これより、議第47号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
◎議　長（菅　野　修　一　議員）
ご異議なしと認めます。よって、議第47号は、原案のとおり決しました。
次に、日程第２、議第48号「令和７年度尾花沢市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）」を議題といたします。
これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
◎議　長（菅　野　修　一　議員）
質疑もないようでありますので、終結いたします。
次に討論でありますが、通告がありませんので終結いたします。
これより、議第48号を採決いたします。本案を原案のとおりに決するに、ご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
◎議　長（菅　野　修　一　議員）

ご異議なしと認めます。よって、議第48号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第３、議第49号「令和７年度尾花沢市介護保険特別会計補正予算（第２号）」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議　長（菅　野　修　一　議員）

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論でありますが、通告がありませんので終結いたします。

これより、議第49号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議　長（菅　野　修　一　議員）

ご異議なしと認めます。よって、議第49号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第４、議第50号「令和７年度尾花沢市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第２号）」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議　長（菅　野　修　一　議員）

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論でありますが、通告がありませんので終結いたします。

これより、議第50号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議　長（菅　野　修　一　議員）

ご異議なしと認めます。よって、議第50号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第５、議第51号「令和７年度尾花沢市簡易水道事業会計補正予算（第２号）」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

青野隆一議員。

◎１番（青　野　隆　一　議員）

１款１項３目、総務費の修繕費についてお伺いいたします。

今回、給水管の老朽化に伴う漏水などに対応するためということでの補正でございます。決算見込みが3,800万円、予算現額が2,600万円で、1,200万円の増額ということになりました。

本当に職員の皆様、あるいは環境衛生事業組合の皆様には、大変なご苦労があるものというふうに思っております。で、この原資になるものは、一般会計からの繰り出しということでやっておられるようでありますけれども、この漏水のですね、やっぱり１,200万円というのは、非常に箇所数といい、大変、現場は苦労されているんじゃないかなと思うんですけども、漏水のですね、実態について分かる範囲内で教えていただきたいと思います。

◎議長（菅　野　修　一　議員）

環境エネルギー課長。

◎環境エネルギー課長（間　宮　　明　君）

お答えいたします。今回の補正1,200万円、さらに人件費が300万円ということで、1,500万円の一般会計からの繰り入れという形でさせていただいたところです。

今、現在の漏水修理の実態としましては、今年度に限りましてですけれども、今年度は特に多くございました。90件ほど、今のところ本管ならびに給水管、そちらのほうの漏水修理が発生しているという現状です。以上です。

◎議　長（菅　野　修　一　議員）

青野隆一議員。

◎１番（青　野　隆　一　議員）

90件というと、やっぱり大変な数だなと思っています。昼夜を問わず、こういった漏水については対応しなければならないということでありますけれども、この漏水の原因というのは、やっぱり配水管をある程度丈夫にすると、また先がやられるという、言わば、いたちごっこみたいなもので、補強した部分の先がやられてくるということで、１年間におけるその漏水件数って減らないといいますか、むしろ増えていくんじゃないかなというふうに私も思っております。

今回は一般会計から、繰り出しをして、1,200万円の修繕費を確保したということでありますけれども、このことを考えますと、やはり当初予算では、なかなか対応しきれない実情があるのかなというふうに思われます。

全て、これは市民のライフラインに関わる重要な給水事業でございますので、一般会計、来年度につきましては、やはり十分な予算を確保しながら、そしてですね、漏水の箇所だけを修繕するのではなくて、先々まである程度補修をしていかないと、この金額というのはなかなか変わらないと思いますので、計画を立てながら、１本１本を早期に修繕できるような体制をつくるために、そういった計画を立てながら、一般会計

からの繰り出しも含めて、来年度予算以降、ぜひ対応していただきたいなと思いますけれども、いかがでしょうか。

◎議長（菅　野　修　一　議員）

環境エネルギー課長。

◎環境エネルギー課長（間　宮　　明　君）

本市の簡易水道の給水管並び配水管につきましては、120ｋｍございます。そのうち老朽管というのが80ｋｍございまして、その80ｋｍのうち、石綿管というさらにもろい管が16ｋｍございます。

年間に工事ができる距離数としましては、500ｍから700ｍ前後ということで、なかなかその16ｋｍの石綿管の工事をしていくにも、かなりの年数がかかるという部分と、さらに今、現在の漏水修理というのが、なかなかうまく釣り合わない部分もございまして、急いで老朽管の工事も含めつつ、やはり漏水修理というのも同じように並行して行なっていくのが実情でございます。以上です。

◎議　長（菅　野　修　一　議員）

青野隆一議員。

◎１番（青　野　隆　一　議員）

石綿管が16ｋｍもあって、年間の工事が500ｍというと、本当に膨大な歳月を要するという計算になるのですが、やっぱりですね、市民のライフライン、先ほども申し上げましたけども、これをしっかり守っていくということを考えますと、やはり一定程度の財政的な措置も含めて、計画的な補修工事、漏水工事ではなくて、補修工事のほうもぜひ、今後計画をしていただきたいというふうに要望を申し上げたいと思います。

◎議　長（菅　野　修　一　議員）

他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（菅　野　修　一　議員）

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論でありますが、通告がありませんので終結いたします。

これより、議第51号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議　長（菅　野　修　一　議員）

ご異議なしと認めます。よって、議第51号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第６、議第52号「令和７年度尾花沢市農業集落排水事業会計補正予算（第１号）」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議　長（菅　野　修　一　議員）

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論でありますが、通告がありませんので終結いたします。

これより、議第52号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議　長（菅　野　修　一　議員）

ご異議なしと認めます。よって、議第52号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第７、議第53号「尾花沢市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

青野隆一議員。

◎１番（青　野　隆　一　議員）

今回、常勤医師が廃止されるということで、本間先生が12月の31日退職ということで、そんなに間をおかない間での医師の確保ということで、市長はじめ関係者の皆さんには大変ご難儀をおかけしたんじゃないかなというふうに、御礼を申し上げたいと思います。

今回、着任予定者の方でございますけれども、吉岡先生、現在66歳ということで、今回の条例改正によって70歳までの雇用が可能だということに、今回議案が上程されております。ちょっと私よくわからないのでお聞きをしたいんですが、今回の条例改正というのは、国の法律的な部分での改正なのか、いわゆる診療所への常勤医師を確保するための特例的な措置なのかどうかお伺いしたい。

あと、定年70歳になった場合に、この計算方法も私わからないんですけど、今、66歳で間もなく67歳になるという先生でありますけれども、この定年制が施行されることによって、何年間この勤務が可能になるのかお伺いしたいと思います。

◎議長（菅　野　修　一　議員）

総務課長。

◎総務課長（永　沢　八重子　君）

今回の、医師の定年の年齢の引き上げにつきましては、あくまで市の条例上の引き上げということになります。

一般の職員につきましては、段階的に65歳までの引き上げというのが、国の方針のもとに行われておりますが、医師につきましては、もともと市の条例が65歳

ということになっておりまして、一般職の職員が段階的に引き上がるというところもございまして、今回65歳から70歳に引き上げるという条例改正になります。こちらのほうは、やはり医師確保が困難な中で、幅広い人材を募集して確保できるようにということで引き上げて、医師確保の体制整備に努めるため、引き上げたものでございます。

この条例が可決されますと、70歳が定年ということになりますので、この条例上にいけば、 70歳をもって今度赴任される先生におきましても、現状では70歳までということになります。今のところはそういうことです。

◎議　長（菅　野　修　一　議員）

青野隆一議員。

◎１番（青　野　隆　一　議員）

70歳に達したときに定年ということになるのかどうかということでお伺いしたんですが、改めてお伺いしたいと思います。

もう１点ですね、やっぱり今、市民の皆さん方、大勢の先生が来ていただいて、午前診療が多いんです。で、なかなか患者さんの方にも戸惑いもあるようでありまして、そういった意味で常勤医師が来られるようになりますと、これまでどおり本間先生がやっていただいたような、いわゆる診療体制、朝から夕方までというふうな診療体制になるのかなというふうに思うんですが、その診療体制についてと、あと、なかなか入院患者についても、近くにある19床のベッド数があるので、市民にとっては、すごく身近なところで入院が可能になるということで、そういったことも期待をされている市民の方多いようでございますので、その入院患者の取扱等についても、今のところの見通しについてお伺いをしたいと思います。

◎議長（菅　野　修　一　議員）

中央診療所事務長。

◎中央診療所事務長（齊　藤　孝　行　君）

それでは私のほうから、これからの診療所の運営体制というようなことでお答えしたいと思います。まず、今、代診の先生をお願いしながら、主に５日間のうち半日の診療を行ってきているところであります。

今回２月予定でありますけれども、常勤の先生が入職されるというような予定になっておりますので、まずは外来の診療については５日間、午前も午後も対応が可能になるのかなと捉えております。で、入院の再開につきましては、やはり入院に、常勤医師１名に対しての入院を行うことでの負担ということも、これまでもいろいろ、かかってきている状況があるのかなというふうに捉えております。入院の再開につきましては、もう１人のやはり常勤医師、あるいは入院ができるような内外の先生が確保できれば、再開はできるのかなというふうに捉えております。

令和５年度に将来ビジョンということで策定しております。それを踏まえながら、今の現状に合わせたニーズを捉えながら、見直しを踏まえて常勤医師の体制と、あとはもう１名の確保に向けて取り組みを強化していきたいというふうに考えております。以上です。

◎議　長（菅　野　修　一　議員）

青野隆一議員。

◎１番（青　野　隆　一　議員）

今、週５日、朝から夕方まで、前の本間先生のような診療体制で市民の診療が行われるということで、大変感動しているところでございます。入院につきましては、もう１人の医師確保ということが必要だということでありますけれども、吉岡先生、今回赴任される先生についてもご高齢であるということを考えますと、引き続き医師確保については、最大限の努力を図っていただきながら、もう１名の医師の確保についても、さらに努力をしていただきたいというふうにお願い申し上げたいと思います。

◎議　長（菅　野　修　一　議員）

他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（菅　野　修　一　議員）

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論でありますが、通告がありませんので終結いたします。

これより、議第53号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議　長（菅　野　修　一　議員）

ご異議なしと認めます。よって、議第53号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第８、議第54号「尾花沢市保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

畑中議員。

◎８番（畑　中　和　恵　議員）

おもだか保育園の閉園に伴いまして、その後の建物どうする、利活用するのか、それとも取り壊していくのか、今のところで分かれば教えていただきたいです。

◎議長（菅　野　修　一　議員）
　福祉課長。
◎福祉課長（本　間　孝　一　君）
　おもだか保育園でございますけども、昭和50年に建築されまして、築50年が経過しているところでございます。老朽化が進んでおりまして、特に給水管については、毎年漏水工事のほう、実施しているような状況でありますので、今後使っていくというのはなかなか難しいのかなと考えているところでございます。
◎議長（菅　野　修　一　議員）
　畑中議員。
◎８番（畑　中　和　恵　議員）
　今現在、子育て支援センターがおもだか保育園に隣接しているんですけれども、そちらのほうの子育て支援センターいうのは今のまま使う、それともどこかに移転するとか、そういう計画があるんでしょうか。
◎議長（菅　野　修　一　議員）
　福祉課長。
◎福祉課長（本　間　孝　一　君）
　子育て支援センターでありますが、現在おもだか保育園にありますけども、来年度につきましては、徳良湖の基幹集落センター内に移動することで、今、調整しているところでございます。
◎議長（菅　野　修　一　議員）
　畑中議員。
◎８番（畑　中　和　恵　議員）
　今現在、子育て支援センターに通われているお母さん方が非常に心配してまして、おがぁ～れに移転するとなると、あの階段、あと特に冬場、あの道路、行くときに吹雪になったりして、とてもじゃないけれども小さい赤ちゃんを連れて行けないなって、行きづらいなというお声をたくさんいただいておりまして、そのあたりは、おがぁ～れの階段を直したりとかするのか、でも一時的に移動するのか、そのあたり副市長のお考えは、お聞きしてよろしいでしょうか。
◎議長（菅　野　修　一　議員）
　副市長。
◎副市長（横　沢　康　子　君）
　子育て支援センター、この度のおもだか保育園の閉園に伴って、一時的にはおがぁ～れの施設を考えていると。今後の考え方ということのご質問だと思います。市内における子どもの遊び場の構想については、旧パレットの跡地への、新たにそちらのほうにというお考えがございます。ただ、今現在のところはまだ具体化しているものではございませんので、おがぁ～れにおける開設もずっとということではないと思っております。ただ現在、基幹集落センター、やっぱり入口が階段かなりありまして、これまでもおがぁ～れをご利用されている方々の不安ですとか、雪対策ということで、入り口を下のほうにしていただいたりとか、様々な工夫をしてご利用いただいているような状況です。
　なお小さいお子様をお持ちの方が、ご利用になることになるかと思いますので、階段ですとか安全対策については、施設の管理者ともしっかり確認をしまして、今後、安全にご利用いただけるように努めていきたいと思います。
　また、将来的な子育て支援センターの配置場所については、これから様々な計画が進んだ段階に、改めてご協議をさせていただきたいと思います。
◎議長（菅　野　修　一　議員）
　他にございませんか。
　鈴木由美子議員。
◎３番（鈴木　由美子　議員）
　今のことに関連しまして、今、一時的に移動するというお話がありましたけども、子育て支援センターについてです。ですけども、そもそもが、おがぁ～れを建設した時に、建設っていうか改修した時に、設置した時にですね、そちらは子育て支援センターとはまた別で、徳良湖マスタープランに基づく、全天候型の遊び場ということで設置されたと私は認識しております。
　一時的に移転するとはあれ、次の予定がまだ決まらない中で、移転を一回すれば、もうずっとそこで固定になる可能性もあるのではないかと、今のお話聞いて大変思っております。老朽化が激しいおもだか保育園ではあると思いますが、次の計画がはっきり明確になるまでは、なんとか改修とかしながら、子育て支援センターを本町の中に置いていただきたいという要望も、私から付け加えさせていただきたいと思います。その件についてお答えいただけたらありがたいですが、よろしくお願いします。
◎議長（菅　野　修　一　議員）
　福祉課長。
◎福祉課長（本　間　孝　一　君）
　支援センターを、現在ある場所にということだと思いますけども、先ほども申しましたけども、かなり老朽化が進んでおりまして、厳しいような状況でございます。ですので、なんとか場所を探しましたが、なかなか適した場所ということでありますが、様々、検討した結果、徳良湖集落センター内にということに、今、調整しているところでございます。

◎議長（菅　野　修　一　議員）
　鈴木由美子議員。
◎３番（鈴木　由美子　議員）
　支援センターをどこに置くかという、あべさが無くなった時点で、どこに置くかというところを議論された時に、市役所の保健センターの一部とかを借りれないかという、その当時の若いお母さんのお声もありました。ですので、そういった庁舎内のどこか空いているところも、というか空かせていただいて、この町の中で気軽に来ていただけるところを議論していただきたいと思います。
◎議長（菅　野　修　一　議員）
◎議　長（菅　野　修　一　議員）
　他にございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
◎議長（菅　野　修　一　議員）
　質疑もないようでありますので、終結いたします。
　次に討論でありますが、通告がありませんので終結いたします。
　これより、議第54号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
◎議　長（菅　野　修　一　議員）
　ご異議なしと認めます。よって、議第54号は、原案のとおり決しました。
　次に、日程第９、議第55号「尾花沢市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。
　これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
◎議　長（菅　野　修　一　議員）
　質疑もないようでありますので、終結いたします。
　次に討論でありますが、通告がありませんので終結いたします。
　これより、議第55号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
◎議　長（菅　野　修　一　議員）
　ご異議なしと認めます。よって、議第55号は、原案のとおり決しました。
　この際、申し上げます。皆様方のタブレットに掲載しておりますが、市長より「令和７年度尾花沢市一般会計補正予算（第８号）」から「尾花沢市徳良湖温泉『花笠の湯』の指定管理者の指定について」までの８件の議案が提出されております。
　お諮りいたします。これら８件の議案を、日程第10から日程第17とし、本日の議事日程に追加いたしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
◎議　長（菅　野　修　一　議員）
　ご異議なしと認めます。よって、本議案は、本日の議事日程に追加することに決しました。
　これより、追加議案の上程を行います。
　日程第10、議第57号「令和７年度尾花沢市一般会計補正予算（第８号）」から日程第17、議第64号「尾花沢市徳良湖温泉『花笠の湯』の指定管理者の指定について」までの８案件を一括上程いたします。
　この際、市長より提案理由の説明を求めます。市長。
〔市長　結城　裕　君　登壇〕
◎市　長（結　城　　裕　君）
　本定例会に追加提案いたしました予算議案の概要について、ご説明申し上げます。
　議第57号「令和７年度尾花沢市一般会計補正予算（第８号）」についてでありますが、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ1,118万2,000円を追加し、予算の総額を190億1,205万1,000円とするものです。
　歳出につきましては、総務費の一般管理費、衛生費の中央診療所特別会計繰出金、農林水産業費の有害鳥獣対策事業を追加するものです。
　歳入につきましては、県支出金の指定管理鳥獣対策事業費補助金を追加し、普通交付税、財政調整基金繰入金により、予算を調製するものです。
　第２表債務負担行為補正については、土木工事積算システム賃借料について債務負担行為を追加するものです。
　議第58号「令和７年度尾花沢市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）」についてですが、中央診療所施設勘定の既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ646万2,000円を追加し、予算の総額を４億2,444万1,000円とするものです。
　歳出につきましては、総務費の一般管理費を追加し、歳入につきましては、一般会計繰入金により予算を調製するものです。
　次に、追加提案しました一般議案の概要についてご説明申し上げます。
　議第59号「尾花沢市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」ですが、特別職の職員に対して支給する期末手当の支給割合を改定するため、提案するものです。

議第60号「尾花沢市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」ですが、山形県人事委員会勧告に準じ、一般職の職員の給与を改定するため、提案するものです。

議第61号「尾花沢堆肥センターの指定管理者の指定について」ですが、尾花沢堆肥センターの管理を行わせる指定管理者を指定するため、提案するものです。

議第62号「尾花沢市運動公園体育施設の指定管理者の指定について」ですが、尾花沢市運動公園体育施設の管理を行わせる指定管理者を指定するため、提案するものです。

議第63号「尾花沢市徳良湖周辺施設等の指定管理者の指定について」ですが、尾花沢市徳良湖周辺施設等の管理を行わせる指定管理者を指定するため、提案するものです。

議第64号「尾花沢市徳良湖温泉『花笠の湯』の指定管理者の指定について」ですが、尾花沢市徳良湖温泉「花笠の湯」の管理を行わせる指定管理者を指定するため、提案するものです。

以上が、本定例会に追加提案しました議案の概要でありますが、審議の過程において、必要に応じて関係課長から説明いたさせますが、本件につきましても慎重なるご審議の上、原案のとおりご可決くださいますようお願い申し上げ、説明を終わります。

◎議　長（菅　野　修　一　議員）

続いて、議案の審議を行います。

この際、お諮りいたします。日程第18、議第57号「令和７年度尾花沢市一般会計補正予算（第８号）」から日程第25、議第64号「尾花沢市徳良湖温泉『花笠の湯』の指定管理者の指定について」までの８案件の審議については、会議規則第37条第３項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議　長（菅　野　修　一　議員）

ご異議なしと認めます。よって、８案件の審議については、委員会付託を省略することに決しました。

まず、日程第18、議第57号「令和７年度尾花沢市一般会計補正予算（第８号）」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

伊藤浩議員。

◎２番（伊　藤　　浩　議員）

補正予算書の６款２項１目でございます。林業総務費有害鳥獣対策事業67万2,000円が計上されております。クマの被害防止対策ということで、こちらのほうは物品購入、あるいは消耗品というふうな内容でございますが、現在あわせて緊急対策事業として、カキの木の伐採事業を進めていただいております。関連あると思いますので、お伺いをいたします。

現在、この事業の申し込み件数、どのぐらいになっているか、まずお伺いしたいと思います。

◎議長（菅　野　修　一　議員）

農林課長。

◎農林課長（五十嵐　満　徳　君）

お答えいたします。この度の追加補正予算案につきましては、クマ対策に対する山形県のパッケージ版事業が示されましたので、今後必要とされる物品について補正させていただいたところでございます。

また、カキの木の伐採事業の申し込み状況ということでございますけれども、現在、個人の方から120本の申し込みをいただいているところでございます。あと、集落のほうからは３集落の方々から、申し込みをいただいている状況となっております。以上でございます。

◎議長（菅　野　修　一　議員）

伊藤議員。

◎２番（伊　藤　　浩　議員）

大変申し込みが多い状況で、やはり市民の皆さんもこの異常事態といいますか、これに対して、やはり自分の身を守るためというところが、はっきりと出ているのではないかなというふうに、今思ったところでございます。

私の地域でも、いろいろ植えてもらっているわけでございますけど、やはり集落全体でカキの木切りたいという本数はですね、20本以上ございました。今、これをどういうふうにしていくかというようなことで、進めておるところでございますが、いかんせん、これから降雪のある時期に入ってまいります。

もう１点、問題点といたしまして、皆さんの声がですね、カキの木だけではもうダメなのではないか。住宅の近くにあるクリの木、あるいはクルミの木。これにもやはりクマがもうついていると。実際、有害駆除で捕獲した事例もございました。

こんなことで、この事業なんですけども、やはり１年間通して、ずっと対応していけるような事業にしていかなければ、まずいのではないかと。このクマの状況が、果たして今年１年で解決されるという保証も全くございません。来年度以降も、今年のような状況がある可能性も含めて、この事業を今後どういうふうに進めていかれるのか、お伺いしたいと思います。

◎議長（菅　野　修　一　議員）
　農林課長。
◎農林課長（五十嵐　満　徳　君）
　お答えいたします。この度のカキの木の伐採に対する支援でございますけれども、緊急的な対策といたしまして、時期的にも11月20日ということで、今回はカキの木に限定した支援事業ということで、対策を講じさせていただいたところでございます。
　しかしながら、伊藤議員おっしゃる通り、カキの木以外にも、クリの木やクルミの木といった、クマを呼び寄せる不要果樹もございますので、検討する必要はあるかと思います。
　しかしながら、個人に対する今回の支援ということで、実施させていただきましたけれども、やはり個人に対する支援よりは、地域ぐるみで伐採を行う取り組みが、最も効果があるのではないかなというふうに考えておりますので、個人に対する今後の継続も検討しながら、地域ぐるみに対する鳥獣対策事業を、現在本市の取り組みとして実施しておりますけれども、地域ぐるみで不要果樹の伐採に対する支援を、来年度以降、各集落で取り組みやすくなるような支援となるように、そして、予算のほうもできれば拡充させていただいてですね、集落の皆さんから取り組んでいただけるような事業に見直しをさせていただくように、今後検討させていただければなというふうに思っております。以上です。
◎議長（菅　野　修　一　議員）
　伊藤議員。
◎２番（伊　藤　　浩　議員）
　地域ぐるみの鳥獣対策事業でというような、今お話がございました。尾花沢では確か９集落この事業に取り組みをしているはずでございます。
　実は、過日、宮沢地区で市議会との意見交換会を実施してまいりました。その中でも鳥獣対策のお話が、多くの方からなされました。例えばある地区、こちらでは地域ぐるみの事業に取り組んでおられるんですが、モンスターウルフというクマを追い払う、道具といいますか、あるんだけども、これが大変効果があるという話を聞いたので、山形まで見に行ってきたというお話でございました。ただ、価格が60万円以上すると。今、尾花沢で進めていただいている地域ぐるみの事業、マックスで40万でございます。ですから、この事業を使っても、モンスターウルフ、オオカミのロボットは買えないと。そういう意味で、いろいろもっと、補助金を検討していただきたいというようなお話もございました。
　このように、やはり地域ぐるみで、皆さんがそれぞれの立場でできることをやっていただくということが、やっぱり私も大変効果がある事業なのではないかなというふうに思っております。ぜひ来年度、そういう方向でも結構だと思います。ただ、やっぱり、この事業をまだ取り組んでいないところが多くあるわけでございますので、そういうところの展開も拡大と含めて継続していただくよう要望したいと思います。以上です。
◎議長（菅　野　修　一　議員）
　他にご質疑ありませんか。
　青野議員。
◎１番（青　野　隆　一　議員）
　それでは私のほうから、２款１項１目、一般管理費の弁護士委託料についてお伺いをさせていただきます。今回、尾花沢市統合小学校建設用地造成工事について、住民訴訟が提起をされたということでございます。市民の皆様方にとりましても非常に心配されている案件でございますけれども、今回のその訴訟の内容というのは、係争中ということで、内容は明らかにはされていないんですけども、その訴訟の相手というのは、市長個人なのか、あるいは市全体ということを指すのかどうか、お伺いしたいと思います。
　あと、弁護士費用について、着手金が 404万8,000円、いわゆるこれ着手金ということでありまして、これから裁判が重なりますと、私も裁判を受けたことがないので分かりませんが、弁護士費用というのは開催をするごとに、弁護士に対して費用を支払いするのか、あるいは結審の段階で最終的なその費用を支払いするのか。そして、予測はつかないと思うのですが、今後どれぐらいその裁判費用というのがかかるものか、もし想定ができましたらお答えをお願いしたいと思います。
◎議長（菅　野　修　一　議員）
　市長。
◎市　長（結　城　　裕　君）
　詳細はまた課長のほうからご説明申し上げますが、１点ですね、認識をしっかり把握していただきたいのは、私は個人で仕事をしているわけではありません。私は市長としての仕事をしてあります。したがいまして、今回の訴訟につきましては、尾花沢市長に対する訴訟ということであります。
　私個人で仕事をしているわけではありません。
◎議長（菅　野　修　一　議員）
　総務課長。

◎総務課長（永　沢　八重子　君）

着手金につきましては、最初に弁護士費用としては、主には着手金、そして裁判が終わった後に対する報酬金が主なものとなっております。その間に、例えば訴訟をする上で出張が必要になるような場合ですと、費用弁償的なところが発生する場合もございますが、今回につきましては、あくまで最初お願いする着手金という形でのご費用をお願いしているところです。

最終的な報酬金につきましては、結審した後に金額等も出てくる場合が、最終的には出てきますが、今のところその額というのは確定できるものではないということでございます。

◎議長（菅　野　修　一　議員）

青野議員。

◎１番（青　野　隆　一　議員）

市長のほうからは、あくまでも公職としての市長の訴えであるというふうに申されました。

長崎県の壱岐市のほうで、2020年２月１日に市長が訴えられて係争した結果、敗訴したという事例がございました。裁判費用については公費で負担をするということで、それは法律上もそういう形では捉えているようでありますけれども、この壱岐市の場合ですね、敗訴した場合、した時点において、その損害賠償と裁判費用について、市長が自ら支払いをしたという事例があったようでございます。

先ほど申し上げましたように、訴状の内容というのは、全く我々議員も、市民の皆さん方も明らかにはされておりませんので、内容については、訴えている内容については、市長個人であるか、あるいは市全体なのかということはお聞きを申し上げましたけれども、市長の認識として、市全体であるというふうなことについては承知をしたところでございます。

裁判費用についても、公費で裁判が行われるということでありますけれども、着手金だけで、例えば途中途中で、支払いが必要になった場合は、その都度、補正を組んでいくというような形になるのか、あるいは先ほどあって、ちょっと分からないようですけれども、いわゆる結審した段階で、その費用についてはお支払いをするということ、もう一回お願いしたいと思います。

◎議長（菅　野　修　一　議員）

総務課長。

◎総務課長（永　沢　八重子　君）

その都度、その都度というものはおそらくないかと思います。結審した際に、その内容に基づいた報酬額というものの支払いになると思っております。

◎議長（菅　野　修　一　議員）

他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（菅　野　修　一　議員）

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論でありますが、通告がありませんので終結いたします。

これより、議第57号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（菅　野　修　一　議員）

ご異議なしと認めます。よって、議第57号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第19、議第58号「令和７年度尾花沢市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論でありますが、通告がありませんので終結いたします。

これより、議第58号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（菅　野　修　一　議員）

ご異議なしと認めます。よって、議第58号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第20、議第59号「尾花沢市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（菅　野　修　一　議員）

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論でありますが、通告がありませんので終結いたします。

これより、議第59号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（菅　野　修　一　議員）

ご異議なしと認めます。よって、議第59号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第21、議第60号「尾花沢市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につ

いて」を議題といたします。
　これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
◎議長（菅　野　修　一　議員）
　質疑もないようでありますので、終結いたします。
　次に討論でありますが、通告がありませんので終結いたします。
　これより、議第60号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
◎議長（菅　野　修　一　議員）
　ご異議なしと認めます。よって、議第60号は、原案のとおり決しました。
　次に、日程第22、議第61号「尾花沢堆肥センターの指定管理者の指定について」を議題といたします。
　これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
◎議長（菅　野　修　一　議員）
　質疑もないようでありますので、終結いたします。
　次に討論でありますが、通告がありませんので終結いたします。
　これより、議第61号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
◎議長（菅　野　修　一　議員）
　ご異議なしと認めます。よって、議第61号は、原案のとおり決しました。
　次に、日程第23、議第62号「尾花沢市運動公園体育施設の指定管理者の指定について」を議題といたします。
　これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
◎議長（菅　野　修　一　議員）
　質疑もないようでありますので、終結いたします。
　次に討論でありますが、通告がありませんので終結いたします。
　これより、議第62号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
◎議長（菅　野　修　一　議員）
　ご異議なしと認めます。よって、議第62号は、原案のとおり決しました。
　次に、日程第24、議第63号「尾花沢市徳良湖周辺施設等の指定管理者の指定について」を議題といたします。
　これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。
　星川薫議員。
◎13番（星　川　　薫　議員）
　この度の指定管理の結果についてでありますが、産業厚生常任委員会におきまして、選定結果を公表できないとのことでありましたけれども、議会運営委員会において市議会としては市民に説明する責任があり、選定理由を求めることに決した次第であります。
　ようやく先日の16時以降に提出していただきましたけれども、他の入札結果は公表しているのにもかかわらず、指定管理の選定理由を公表しないというのは、議会においても何を審議するのかということになり、不備だと言わざるを得ません。今後、指定管理のガイドラインを見直し、速やかに県と同様に選定理由結果を公表するよう求めますが、総合政策課長いかがでしょうか。
◎議長（菅　野　修　一　議員）
　総合政策課長。
◎総合政策課長（永　沢　　晃　君）
　指定管理の指定については、施設管理という行政サービスを民間に委ねるという、大変重要なものであると思っています。
　今後についてですけども、今回、皆さんのほうに出させていただきました資料については、条例等にも明記しながら、次年度、来年以降、同じような形でしっかり取り組んでいきたいと思っています。この件につきましては、私のほうで、直接市長からもそういう指示をきちんと受けておりますので、ぜひそういうふうにしていきたいと思っています。以上です。
◎議長（菅　野　修　一　議員）
　星川薫議員。
◎13番（星　川　　薫　議員）
　審査のほうはですね、公平に行われていると思いますし、やっぱり公表できないと言われると、逆に不信を招いてしまうところがあるのかなというふうに思います。当局におかれましては、誤解を招くことのないよう、市政運営に努めていただきたいと思いますが、市長いかがでしょうか。
◎議長（菅　野　修　一　議員）
　市長。
◎市長（結　城　　裕　君）
　公表できるものは速やかに公表するように見直しをして、進めてまいりたいというふうに思います。
◎議長（菅　野　修　一　議員）
　他にございませんか。

安井議員。

◎10番（安　井　一　義　議員）

住所が尾花沢でないというところが、気になったところなんですが、指定管理で決まった場合には、事務所のほうは尾花沢にというふうな働きかけはされたかどうかお願いします。

◎議長（菅　野　修　一　議員）

商工観光課長。

◎商工観光課長（坂　木　良　一　君）

お答えいたします。今回、候補者になっているライズさんでありますけれども、現在の本社については、長野県の佐久市のほうにあると。また山形支店として金山町のほうに支店がございます。また、尾花沢市のほうに事務所を、支店というような形での事務所を設けるかどうかの部分については、具体的な話はまだなされておりません。今後、議会の承認いただいて指定になれば、その辺についてもどう対応されるのか、いろいろとお話をしていきたいというふうに考えております。

◎議長（菅　野　修　一　議員）

安井議員。

◎10番（安　井　一　義　議員）

尾花沢市に営業所、出張所でも何でもいいので、尾花沢のこの地にあるんだというところが、私は大事かなというふうに思います。

今回、指定管理の中で、経緯が公表できないということはあるんですが、いろいろと民間の力を活用するということは、私は必要なところであって、今後結果を出していただければ、尾花沢のほうも非常にいろんなことが前向きに進むのかなと思うところです。

なので、だいぶ町の中、シャッターのある事務所等もありますので、しっかりと活用ができるような進め方をよろしくお願いしたいと思います。以上です。

◎議長（菅　野　修　一　議員）

その他ございませんか。

青野議員。

◎１番（青　野　隆　一　議員）

さっき、星川議員から言いましたように、議会の要望を受けていただいて、今回の追加資料を出していただきました。その追加資料について、私のほうからは質問をさせていただきたいと思います。この度、指定管理に選定された株式会社ライズ本店でございますけれども、どのような会社なのか、わかる範囲内で教えていただきたいと思います。

２点目でありますけれども、尾花沢市公の施設に関する指定管理者選定委員会において、総合的に審査評価を行ったとされております。今回の選定委員会のメンバーについてお伺いいたします。

３点目ですが、選定理由についてお伺いいたします。これを見ますと、各施設の活性化への取り組みや、利用者サービス向上の方策、利用拡大に向けた取り組みなどで高く評価されたとしております。文面だけではちょっと分かりにくいので、もう少し具体的に分かりやすくご説明をお願いいたします。

もう１項目です。特に、独自にオートキャンプ場へのグランピング施設を導入する、というふうに書かれておりますけれども、これはですね、指定管理施設とは全く別枠で、独自の施設設置や運営を行うという解釈でよろしいのかどうか。これも併せてご回答お願いいたします。

◎議長（菅　野　修　一　議員）

商工観光課長。

◎商工観光課長（坂　木　良　一　君）

それでは私のほうからは、会社の概要について説明をさせていただきたいと思います。先ほど申し上げました、株式会社ライズでありますけれども、本社については長野県佐久市のほうにございまして、平成30年の２月に設立された会社でございます。

事業の内容といたしましては、主に索道業、不動産業を行ってきておりまして、県内では山形支店として金山町のほうに支店がございます。また、令和６年から金山町のスキー場の指定管理も担っている会社でございます。

主に、スキー場とかキャンプ場の運営なんかに、いろいろノウハウをお持ちの会社でございます。以上です。

◎議長（菅　野　修　一　議員）

総合政策課長。

◎総合政策課長（永　沢　　晃　君）

初めにメンバーですけども、尾花沢市公の施設にかかる指定管理者選定委員会設置要綱に沿っておりまして、委員長は副市長、副委員長は総務課長、委員といたしましては、総合政策課長、市長は識見を有するものを複数名委嘱できるということで、外部委員として２名、合計５名で行ったものであります。

また、高く評価されている部分については、これは文面のとおりなんですけども、あくまでもオートキャンプ場、またはレストラン徳良湖の運営において、特に自社でまずやる、やる気があるような形での、グランピングの導入などを積極的に図っていきたい、とい

うものがあったということがこの文書に書いてある通りですけども、あくまでも自社でやりたい、そういうことを今後、可能であれば管理者、市のほうと相談していきたいというふうな内容であります。

また、レストラン運営につきましても、コメや牛肉、野菜という、地産地消を全面的に取り入れたいというような部分が、この文言の詳細の部分であります。そのような形です。

◎議長（菅　野　修　一　議員）

青野議員。

◎１番（青　野　隆　一　議員）

株式会社ライズさん、山形支店については先ほどありましたように、スキー場、神室スキー場ですか、運営をされているということでありました。私もインターネットで、長野県佐久市の株式会社ライズ本店というところを検索をしたんですが、あまりどんな企業活動をしているのか、実はあまり、私は見ることができませんでした。そこが本店だということで、内容については審査をした、いわゆる山形支店さんが、いろんな報告をされたということで、そのことの関連はないんですが、ライズさんってどういう会社なんだというのは、実はちょっとあまりよく理解できないところがありましたので、今後ですね、運営していく上でね、本社ですので、そこが総括責任を持つということになると思うんですが、私はちょっとそんな印象を受けたところでございました。

あと、選定メンバーについては、副市長を先頭にして、外部からも２名入れておられるということで、この選定委員会のメンバーについては、外部委員も入っての、いわゆる要綱通りしっかりとした審査がされたんだなというふうに思っております。

選定理由についてということなんですけれども、先ほどあったように、レストラン徳良湖、あるいはオートキャンプ場の運営についても、様々なノウハウをお持ちだというようなことでありました。これ160点満点で見ますと、100点満点に置き換えますと68点程度ということでございました。そんなに、最初その選定理由にもあるんですが、格段に、その点数が高いということではないということの前置きをされておりますけれども、これまでの指定管理からライズさんに変わることによって、様々な意味で指定管理施設が活性化をしていくということに結びつくんだろうということで、先ほどありましたように、選定委員の方々もしっかりと審査をされた結果だというふうに受けております。

そうした意味でも、指定管理を委託をする当局側が、これまで以上にですね、ライズさんの運営の仕方についても、しっかりと適切な指示、あるいは検証、そういったものをぜひやっていただきたいと思いますけれども、どう考えておられるのかお尋ねをいたします。

もう１点、このグランピング施設ということになりますと、徳良湖のオートキャンプ場自体は区画をされた、指定管理施設ということなんですけれども、新たに場所を自社で購入をしたり、あるいは施設整備をしたりするというふうな考え方については、どの程度までお聞きになっているのか、２つお願いいたします。

◎議長（菅　野　修　一　議員）

総合政策課長。

◎総合政策課長（永　沢　　晃　君）

それでは、指定管理における検証につきましても、先ほど話ありました、市の公の施設にかかる指定管理者選定委員会の中の、掌握事務の２番目に、指定管理者が行ったサービスの提供や管理運営に係わる評価検証をすること、というふうになっておりますので、これにつきましては毎年行っていく形で、その行ったものについては、ホームページで公表していくというふうな形にしておりますので、ライズさんであっても、それ以外の事業所であっても、同じような形でやっていくものと考えております。

ただ、ライズさんについては、さらに新たな取り組みなので、しっかりということだと思われますので、これまで同様の中でも、やっぱり意見交換を密にしながら、スムーズな市民へのサービスの提供ができるような形でやっていくという部分では、そのスタートの段階での打合せ等も実施しながら、この評価の中でも、きちんと評価ができるようにしていければというふうに考えております。

また、グランピングにつきましては、今ある土地の中で可能である、というふうな形を聞いております。ただ、例えば使っていないようなエリアなんかにも、イメージしているかもしれませんけども、もともと市のほうでも、マスタープランの中でグランピングについては、ぜひ市民サービスの向上の上で、そういう設置が必要でないかという部分は挙がっておりましたので、その場所の選定まではまだもちろんやってはいないんですけども、もし、そのような形で指定管理者の方と一緒に相談しながらできるものであれば、それも話し合いの中で進められていければというふうに思っております。以上です。

◎議長（菅　野　修　一　議員）

青野議員。
◎１番（青　野　隆　一　議員）
本市でも初めての公募という選定ということで、新たな指定管理の制度についてもスタートするのかなというふうに思っておりますし、また期待もしております。
そんな意味で、先ほどありましたように、話し合い、連携を、ぜひ密にしながら、市民のあるいは市内外から来られる利用者のみなさんが、より満足度の高い施設運営ができるようによろしくお願いしたいと思います。
◎議長（菅　野　修　一　議員）
他に、ご質疑ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
◎議長（菅　野　修　一　議員）
質疑もないようでありますので、終結いたします。
次に討論でありますが、通告がありませんので終結いたします。
これより、議第63号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
◎議長（菅　野　修　一　議員）
ご異議なしと認めます。よって、議第63号は、原案のとおり決しました。
次に、日程第25、議第64号「尾花沢市徳良湖温泉『花笠の湯』の指定管理者の指定について」を議題といたします。
これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。
安井一義議員。
◎10番（安　井　一　義　議員）
株式会社尾花沢市ふるさと振興公社ということで、所在地が尾花沢市大字延沢3,636番地の14ということですが、ここはおがぁ～れと、基幹集落センターになっているかと思います。この辺のところも事務所は移されるのかどうか、その辺のところはどのように考えているのかお願いします。
◎議長（菅　野　修　一　議員）
商工観光課長。
◎商工観光課長（坂　木　良　一　君）
お答えいたします。ふるさと振興公社の事務所を移されるかどうかというご質問かと思いますけれども、これについては、今後、公社のほうともお話をしながら確認をして対応していきたいというふうに考えております。
◎議長（菅　野　修　一　議員）
安井一義議員。
◎10番（安　井　一　義　議員）
今回の指定管理の中から、もともとおがぁ～れのほうは、福祉課のほうの所管と、今回、基幹集落センターのところも、ライズさんのほう、新しい指定管理になるということで、指定管理の中での使い方になるかと思うので、その辺のこう、なんというか切り分けといいますか、しっかりどこが持っている、どこが管理しているというのがわからないと、市のものを契約を多分されていると、ちょっと調べてはいないんですけど、事務所等しっかりと検証して、使われていると思いますので、その辺のところはどういう使い方、どの場所になるかは、指定管理のほうで決められると思いますが、市のほうの指定管理を出している以上、民間のほうというイメージからすれば、しっかりと管理していただくという、事務所であっても管理していただくということが必要でないかと思いますので、その辺はしっかりと対応をしていただきたいと思います。以上です。
◎議長（菅　野　修　一　議員）
他に、ございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
◎議長（菅　野　修　一　議員）
質疑もないようでありますので、終結いたします。
次に討論でありますが、通告がありませんので終結いたします。
これより、議第64号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
◎議長（菅　野　修　一　議員）
ご異議なしと認めます。よって、議第64号は、原案のとおり決しました。
以上で、今定例会に付議されました議案の審議については、全部終了いたしました。慎重なるご審議、誠にありがとうございました。この際、市長より発言の申し出がありますので、これを許します。市長。
〔市長　結城　裕　君　登壇〕
◎市　長（結　城　　裕　君）
12月定例会の閉会に際しまして、一言ご挨拶申し上げます。
議員の皆様には、去る11月28日から12日間に亘り、慎重にご審議を賜り、提出いたしました各種重要案件につきまして、原案のとおりご可決いただき、厚く御礼を申し上げます。審議を通して賜りましたご意見を十分尊重し、今後の市政運営に努めてまいります。

暦も師走に入り、本市におきましても、本格的な雪の季節が到来しております。冬期間の生活環境の確保、とりわけ「克雪」は重要課題の一つでありますので、市民の皆様が安全、安心に冬を過ごせるよう、除雪体制には万全を期してまいります。特に、高齢者世帯や一人暮らしの世帯への配慮、通学路の安全確保など、きめ細やかな対策を講じるとともに、地域コミュニティとも連携し、雪に強いまちづくりを推進してまいります。

一方で、雪は本市の観光資源でもあります。銀山温泉をはじめ、雪景色を求めて多くの観光客の皆様が本市を訪れる時期でもあります。「おもてなしの心」を持って皆様をお迎えし、冬の尾花沢の魅力を国内外に発信することで、地域経済の活性化にも繋げていきたいと考えております。

今年も残すところあとわずかとなりました。議員の皆様方には、この一年間、市民の代表としての重責を全うされ、本市の発展と市民福祉向上のために、絶大なるご尽力を賜りましたことに対し、深く敬意を表するとともに、心からお礼を申し上げます。

結びに、来る年が、尾花沢にとりまして、また皆様におかれまして、希望に満ちた輝かしい一年となりますようご祈念申し上げ、挨拶といたします。

誠にありがとうございました。

◎議長（菅　野　修　一　議員）

以上で、令和７年12月定例会を閉会いたします。

大変、ご苦労様でございました。

閉　会　　午前11時24分